

令和8年3月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

令和8年2月13日

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
43-1	「最低賃金法の改正と中小企業等支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書（陳情）	(提出者の希望により非公開)	経済建設委員会	
43-2	上の原に移動期日前投票所「モバイル公民館」設置についての陳情（陳情）	伊那市 北原 栄一	総務文教委員会	
43-3	高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情（陳情）	長野県社会保障推進協議会 代表委員 宮沢 裕夫	社会委員会	
43-4	消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情（陳情）	上伊那医療生活協同組合 安心まちづくり委員会 委員長 高橋 誠	社会委員会	

<趣旨説明希望一覧>

番号	件名	趣旨説明
43-1	「最低賃金法の改正と中小企業等支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書（陳情）	希望なし
43-2	上の原に移動期日前投票所「モバイル公民館」設置についての陳情（陳情）	希望あり
43-3	高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情（陳情）	希望あり
43-4	消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情（陳情）	希望あり

令和8年2月10日



伊那市議会
議長 田畠 正敏 様

43-1

(件名) 「最低賃金法の改正と中小企業等支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書（陳情）
【陳情の趣旨】

食品など生活必需品の値上がりが続き、市民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。

また、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業・小規模事業所の経営にも打撃を与えています。物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、25春闘でつくられた賃金引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。

そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金制度の問題は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため、最低賃金の高い都府県に労働者が流出する、③中小企業支援が不十分、の3つです。

2025年の改定によって、加重平均は1,121円(前年比+66円、+6.3%)となりましたが、もともと低額なため、生活改善が実感できる引き上げとはなっていません。政府の「2020年代に1,500円」の水準(年+7.3%)にも、オーストラリア2,446円、イギリス2,471円など確実な引き上げを続ける世界水準にはまったく届かないものです。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。

現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。

地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の「支払能力」や経済状況が冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。

また、最低賃金額の高い地域は、低い地域を考慮し決められています。

このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。

人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることも出来ません。

最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっています。

また、25年改定では、発効日の大幅な先送りが急増したため、額面では地域間格差は212円から203円に9円縮小しますが、半年間はむしろ275円に63円拡大するという新たな地域間格差を生んでいます。

発効日の先送りは、近隣地方との間でかつてないほどの格差を労働者に強いことになります。発効日の先送りは、最低賃金法の「賃金の最低限を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の精神を没却するもので看過することは出来ません。

現行制度の地域別最低賃金である限り、必ず地域間格差は残り、「最下位」の地方が出てします。

「最下位」にならない、近隣地域よりも 1 円でも高ければ良いかのような、本質議論から外れる「調整」「対応」はなくならず、私たちの求める大幅な引き上げを阻んでいます。

これは、構造的な問題で、地域別最低賃金である限り解消することは出来ません。こうした実態を改善するには、地域間格差の「是正」から最低賃金の格差そのものをなくす全国一律最低賃金制度に法改正することが必要です。

労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。このベースを発効日も含め一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することは出来ません。

世界の最低賃金制度は、全国一律制度が主流であり、地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国(全体の 3%、2013 年)のみです。米国は州ごとにも最低賃金が決められていますが、連邦最賃は全国一律最低賃金制です。

私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。

政府として、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による、相応の財政捻出する決断も含め、抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が必要です。

政府も「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」等、進めていますが、多くの地方最賃審議会答申・付帯決議に示された、社会保険料の減免や新たな支援金制度の創設、中小企業が労務費を販売価格に転嫁できるようにする取引の適正化、環境整備をさらに強力にすすめることが求められています。

労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小企業・小規模事業所の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第 1 条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第 9 条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことが出来るようにする」としています。

最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業・小規模事業所支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金 1,700 円を実現すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への支援を国の義務とする条項を最低賃金法に設けること。

以上



4 3 - 2

上の原に移動期日前投票所「モバイル公民館」設置についての陳情（陳情）

2021年に「上の原に投票所設置を求める会」が635名の署名を添付して「上の原区公民館に投票所設置を求める請願」をして、5年が経とうとしています。当時の議会は、「期日前投票で投票できるから設置の必要ない」、「投票所を設置したら地元の議員が有利になるだけ」、などのエゴ的な意見も出て、投票率向上に背を向け、有権者の切実な要望を受け止めて頂けませんでした。（別図参照、2ページ目資料参照）

現状、上の原区有権者は、有権者数最大の第49日影公民館へ、上牧東部の有権者は第13伊那北保育園へ行っています。距離も遠く、いずれも標高差4~50メートルの段丘を上り下りしなければなりません。

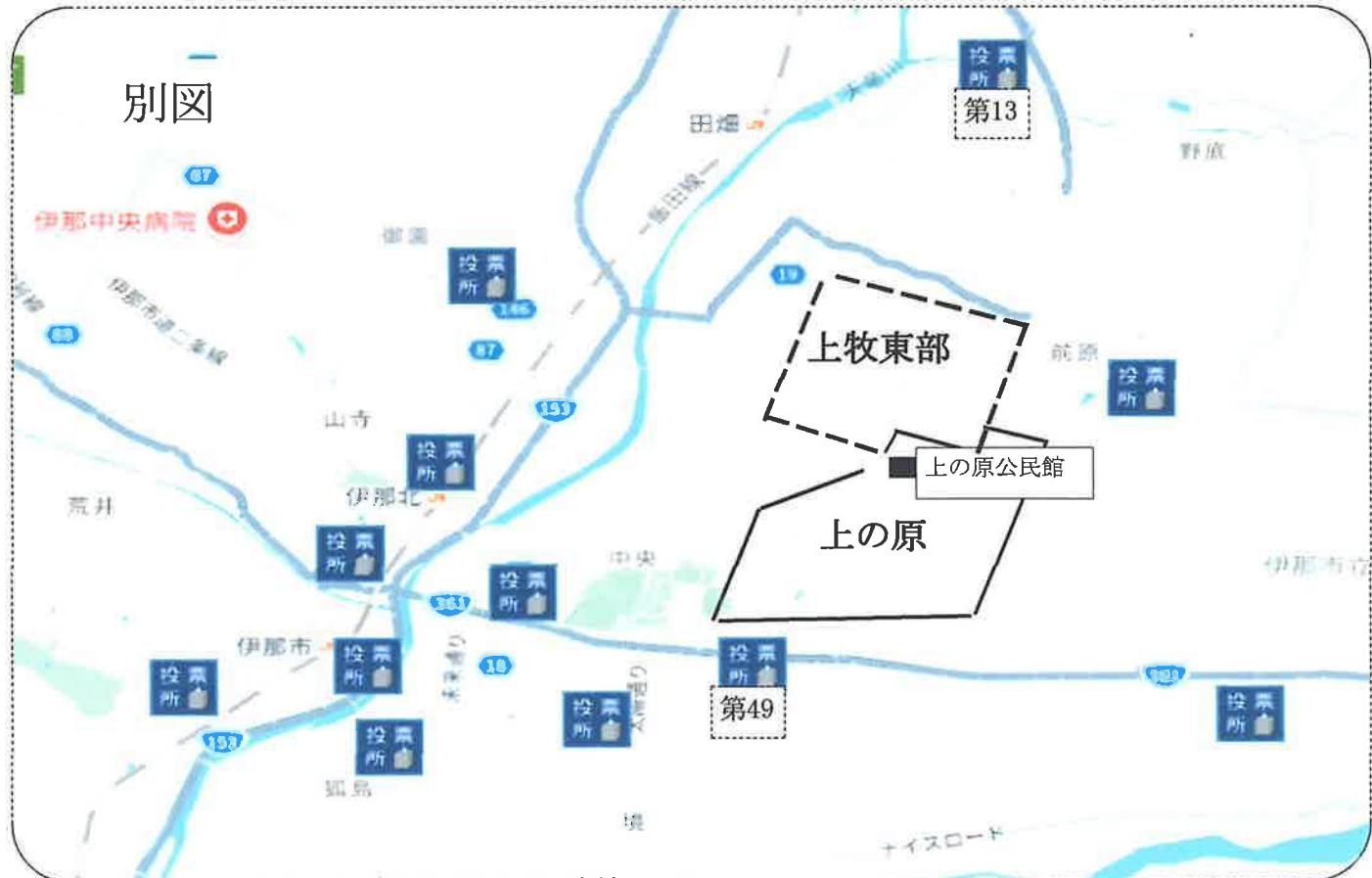
上の原で677世帯、上牧東部で248世帯、合わせて925世帯の有権者が遠い投票所に足を運んで投票しています。（世帯数は2025年10月1日現在）

65歳以上の人口22.5%と高齢化社会を迎えるにあたり、期日前投票制度があっても、免許返上者も増え、足腰も弱くなり選挙権を行使できない人もいます。

投票所設置が一番望ましいところですが、「モバイル公民館」で伊那西高校では15人が投票のニュースもあり、上の原に移動投票所を1日配置して、有権者の便宜をはかっていただきたいと、ここに陳情します。

【陳情項目】

- 1、上の原区公民館に移動期日前投票所「モバイル公民館」を1日配置してください。
 - 2、投票対象者は上の原区と上牧区上牧東部、その他、周辺の希望する有権者を対象にしてください。
 - 3、高齢者に配慮して、手すり、スロープなども設置してください。



2 投票区の増設等について

総行管第164号

平成28年4月28日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長

※本件は、正式通知に代わるものである。

標記のことについては、昭和44年5月15日付けで通知したところであります
が、投票の権利は民主主義の基礎であり、選挙人の投票の機会を広く確保する
ことが極めて重要であるため、改めて同通知の趣旨に沿って積極的に措置される
ようお願いします。

また、今夏の参議院議員通常選挙から、選挙当日、既存の投票区ごとの投票所
とは別に、いずれの投票区の選挙人も投票できる共通投票所を設置することが可
能となったところですが、この制度についても、「共通投票所の積極的な設置に
について」（平成28年4月28日総行管第165号）を参照の上、積極的に対応
し、選挙人の投票環境の向上に努められますようお願いします。

また、投票所への移動については、「投票所への移動支援について」（平成2
8年4月28日総行管第168号）を踏まえ、積極的に施策を講じられますよう
お願いいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対しても、この旨周知してい
ただきますようお願いします。

○ 投票区の増設について

昭和44年5月15日 自治管第45号

各都道府県選挙管理委員会委員長あて

自治省選挙部長通知

投票における選挙人の利便を図り、あわせて投票管理事務の合理化を促進する
ため、投票区の増設については、日頃から努力をわざわざしているところである
が、最近の都市化および過疎化に伴う選挙人の集団の状況、投票区の地形および
交通の利便等地域の特性を充分考慮のうえ、左記事項について積極的に措置する
よう管下市町村に対し適切な御指導をお願いする。

（以下略）

記

1 遠距離地区（投票所から選挙人の住所までの道程が3キロメートル以上ある
地区）を含む投票区にあつては、当該投票区の分割、再編成等の措置により
遠距離地区の解消に努めること。

2 過大投票区（1投票区の選挙人の数がおおむね3,000人を超えるもの）にあつては、おおむね3,000人を限度として投票区の分割を行ない投票区の規模の適正化を図ること。

3 その他前2項に該当しないものであつても、例えば投票所から選挙人の住
所までの道程が2キロメートル以上であつて、かつ1投票区の選挙人の数が
2,000人を超える投票区等については、再検討を行ない、投票区の増設
に努めること。

投票所設置についてのご意見

- ・選挙の度に「なぜ下へ段に行かなくていけないのか? どうして上の段に投票所が
無いのか?」不思議に思ってました。
- ・今後自分も高齢にカリ車を使わなくなります。小さめで歩いてまで行かないと思ひます。
- ・二小だけ人口が増加し、今後もバスやバスが出来れば更に増え続けるので、早い段階で設置を
希望します!!

2021年の署名に添えられた意見です。



2026年2月12日

伊那市議会 議長 田畠 正敏 殿

43-3

高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情（陳情）

【陳情趣旨】

医療機関等での患者の自己負担が上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティーネットとしての役割を果たしています。

昨年12月24日の厚労・財務大臣折衝で、高額療養費制度の見直し案が合意されました。制度見直しは、多数回該当の据え置きや現役世代への年間上限額の新設、年収200万円未満の所得区分での多数回該当の引き下げなど長期療養者に配慮する一方、2026年8月に自己負担限度額を一律引き上げた上で、27年8月には所得を細分化し限度額をさらに引き上げます。引き上げ対象となる年1回から3回制度を利用する人は利用者の8割におよび、またすべての所得区分で負担増となります。

高額療養費制度は、がん患者をはじめ重篤な疾患の患者にとってまさに命綱です。自己負担上限額の引き上げは、受診抑制や、治療継続の断念につながりかねません。

今、日本は物価上昇に賃金が追い付かず家計が厳しい状況にあります。その上、重篤な疾患の患者には就労制限を余儀なくされている方も多く、高額な治療費の支払いにより困難な生活を強いられています。本来であれば、物価上昇分を考慮して患者負担を減らすべきです。

以上の趣旨から、地方自治法第99条にもとづき以下の意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

【陳情項目】

高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げを行わないこと



2026年 2月 12 日

伊那市議会
議長 田畠 正敏 様

消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情

【陳情趣旨】

自民党と日本維新の会の協議を受けて、政府は 2025 年 12 月、OTC 類似薬 77 成分 1100 品目の薬について、1 割から 3 割負担の窓口負担とは別に「特別料金（薬剤の 25%）」として追加負担を求めることが決まりました。対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症をやわらげる消炎鎮痛剤や、蕁麻疹、花粉症、喘息など症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬です。がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めることが決まりましたが、これにより医療保険が 3 割負担の人は実質 5 割、2 割の人は 4 割、1 割の人は 3 割負担と大幅な自己負担増になります。

政府は「(受診せず) 市販薬を利用している患者との公平性」を理由にあげていますが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティーを科す道理はありません。むしろ、症状を抱えながら医療機関に受診できない国民の受療権を確保すべきです。また「現役世代の保険料負担の軽減」を打ち出していますが、1 人当たりの「軽減額」は月 63 円に過ぎず、一方で花粉症やアトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患に苦しむ患者など、すべての世代に負担増を押し付けるものです。

2025 年 12 月の財務・厚労大臣折衝の合意では、「将来的に OTC 医薬品の対応する症状の適応がある処方箋医薬品以外の医療用医薬品の相当部分にまで対象範囲を拡大することを目指す」、「特別の料金の対象となる薬剤費の割合の引き上げについても検討する」とされ、将来的な対象医薬品の拡大と特別料金の引き上げはおり込み済みとなっています。

このような薬の「追加負担導入」は、患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、いのちに直結する問題です。

以上の趣旨から、伊那市議会においては、地方自治法第 99 条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長に対して、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

【陳情項目】 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないこと